

人権の広場

5月1日～7日は

憲法週間

5月3日の「憲法記念日」は、第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に、現在の「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められました。

憲法とは、国が何を大切にしたい、どんな国をつくっていかのかを国の内外に向けて示したもので、わたしたちが生きていくうえでの基礎になるものです。

現在の憲法は、「平和主義」「基本的人権の尊重」「主権在民」を基本理念にしており、わたしたち一人ひとりのためのもです。憲法第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。すべての人が人間として自由に幸福に生きていくために憲

法があるのです。

子どもへの虐待をはじめ、人権侵害事件が連日、報道されています。本来、憲法により守られるはずの「いのち・人権」が簡単に踏みじられていきます。わたしたちは、いまいちど憲法の精神にたちもどる必要があります。

わたしたちの暮らしに深くかわっている憲法について、この機会に考えてみましょう。

問合先 人権推進課



泉佐野市男女共同参画まちづくり条例を制定しました

～だれかの笑顔のために みんなの笑顔のために～

問合先 いずみさの女性センター (☎・Fax469-7125)

男女共同参画社会とは、市民一人ひとりが個人として尊重され、責任を分かち合い、助け合いながら、家庭、職場、地域で男女が平等で共に参画する社会です。

市では、このような社会の実現に向けた取組を推進するため、「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」を制定しました。(平成29年4月1日施行)

今後はこの条例に基づいて、市民、事業者のみなさんと協働して、本市における男女共同参画社会づくりを一層進めてまいります。



1 全ての人の人権の尊重および男女間の暴力的行為の根絶



3 男女があらゆる分野における方針の立案および決定過程へ参画する機会の確保

2 ワーク・ライフ・バランス(*)が保たれた社会の実現

この条例の5つの基本理念

4 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮

5 国際的視野の下での男女共同参画の推進

(*) ワーク・ライフ・バランス…老若男女誰もが仕事、家庭生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態



泉佐野市 男女共同参画審議会委員を募集します

本市における男女共同参画の推進についての重要事項を調査・審議する委員を募集します。

募集人数 2人

応募資格 平成10年4月1日以前に生まれた市内在住・在勤・在学者

※国および地方公共団体の議会の議員、市職員および市立小・中学校に勤務する職員除く

任期 7月1日から2年間

申込・問合先 5月10日(水)～31日(水) (当日消印有効) に所定の用紙に必要事項を記入し、「泉佐野市における男女共同参画のまちづくりに必要と思うもの」をテーマにした作文(800字程度・書式自由)を添えて郵送、eメールまたは持参で☎598-8550 泉佐野市役所 人権推進課 (eメール: hitohito@city.izumisano.lg.jp) へ ※所定の用紙は人権推進課、女性センターにあります。ホームページからダウンロードもできます。

女性センターに作文の参考資料がありますのでご利用ください。

選考・発表 作文を審査し、6月中に結果を通知します。